

Q 一門徒です。身寄りもないので所有する七十坪の土地について、遺言をもって寺院へ寄付したいのですが、どのような税金がかかるのでしょうか？

A これに似た質問が『宗報』一月号に掲載されていますが、今回は宗教法人への生前贈与ではなく、遺言による贈与（遺贈といいますが）についての質問です。遺贈に関連して生ずる課税問題の第一は相続税がかかるのかということ、第二は土地の贈与にともなうみなし譲渡所得税が課されるかどうか、課されるとすれば誰が所得税を負担するのかという問題です。

ところで、遺贈には財産のすべてを遺贈する（包括遺贈といえます）場合と、財産の一部を遺贈する（特定遺贈といえます）場合がありますので、区分して説明したいと思えます。

①包括遺贈の場合

本質問では、土地の遺贈ということですから、特定遺贈に該当するかと思われませんが、順序としてまず包括遺贈の場合から説明することとします。したがって土地以外に遺産がない、あるいは土地も含め遺産すべてを寺院に寄付するということを想定しての説明になります。

個人が財産を相続したり遺贈された場合には相続税が課されますが、法人に対する遺贈については相続税が課されないことになっています。したがって宗教法人に対しても相続税の課税問題は生じないのが原則です。

次に、土地の遺贈については生前贈与の場合と同様に、遺贈時に時価で譲渡があったものとして、遺贈したあなたに譲渡所得税がかかってきます。ただし宗教法人への贈与につ

いては、その土地が宗教活動に使用されるなど、一定の要件が整えば譲渡所得が非課税になるという法的措置が設けてあることを一月号で説明しましたが、この要件に合致せず所得税が課される場合には、あなたにかかる税金を誰が負担するかが問題となります。

これについては、所得税法第二百五条「死亡した場合の確定申告」の規定があり、相続人（包括受贈者を含む）は相続開始を知った日から四ヶ月以内に確定申告書を提出しなければならず、また申告書を提出したものは、申告書に記載した金額の所得税を納付しなければならぬと規定されています。（所得税法第二百二十九条）

要約すると、包括受贈者たる宗教法人は相続税とは無関係ですが、あなたに課される所得税について申告納付する義務を負うので

② 特定遺贈の場合

身寄りが無いとしても、甥や姪などがいればその人たちが相続人になります。土地を寺院へ遺贈するとしても、それ以外の財産は相続人の誰かが相続することになり、したがって寺院への遺贈は特定遺贈となります。この場合、相続人となるかたには相続財産について相続税の問題が生ずるのはいうまでもありませんが、寺院に寄付した土地にかかる所得税についても、包括遺贈の場合と違って、相続人があなたの申告納付義務を継承することになります。特定受贈者である宗教法人は申告納付義務を継承しないのです。

したがって相続人となるかたは、寺院に寄付した土地にかかわる所得税まで負担して遺産を相続すべきかどうか判断を迫られることになり、その結果として相続を放棄する可能性が考えられます。相続放棄があると相続人の不存在となり、相続財産は所定の手続

を経て国庫に帰属することになります。

そうになると、みなし譲渡にかかる所得税を納めるものがなくなるので、その税金は滞納所得税となり、「その滞納となった原因が無償による譲渡など第三者に利益を与える処分により権利を取得した者は、その処分により受けた利益が現に存する限度において、その滞納税金の納税義務を負う」という主旨の国税徴収法第三十九条の規定により、結局のところ土地の遺贈を受けた宗教法人が所得税を納める義務を負うことになります。

相続人となるべき人に迷惑をかけない方法としては、寺院にたいし全財産を遺贈するか、もしくは寺院に生前贈与をして自分で譲渡所得の申告と納税をするという方法があります。

(税理士法人ゆびすい

宗派顧問税理士 佐久間 進)

このコーナーでは皆様からのご質問を募

集いたします。寺院会計・税務に関するどんなご質問でも結構ですので、書簡、FAXまたは電子メールにてどしどしお寄せください。皆様からのご質問をお待ちしております。質問のあて先、お問い合わせは所務部へ財務担当まで。

〒600-8501

京都市下京区堀川通花屋町下ル

浄土真宗本願寺派宗務所内

所務部へ財務担当へ

TEL 075-371-5181(代)

FAX 075-351-1211

メールアドレス

zeimusoudan@hongwanji.or.jp